

# 8 福祉のまちづくりの方針

～高齢者も障害者も安心して快適に過ごせるまちを実現するために～

## 1. 高齢者、障害者等の状況

### (1) 高齢者の状況

- 鎌倉市の高齢者の割合は、平成 16 年 4 月で、23.4%(住民基本台帳人口から算出した数値)と高く、平成 27 年には 32.4%(国勢調査推計人口から算出した数値)に達すると推測されています。
- 各地域における高齢化の状況には大きな較差があり、腰越地域は 27.1%、鎌倉地域は 26.9%と高く、玉縄地域では 18.4%と低くなっています。

図 人口構成の推移及び将来推計  
(資料:企画課、各年 10 月 1 日現在)

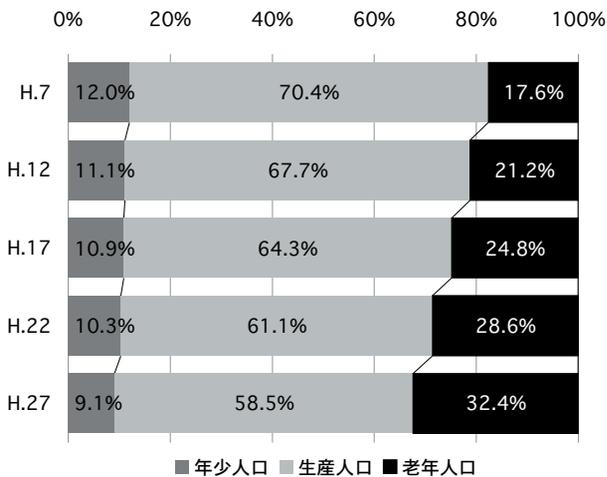
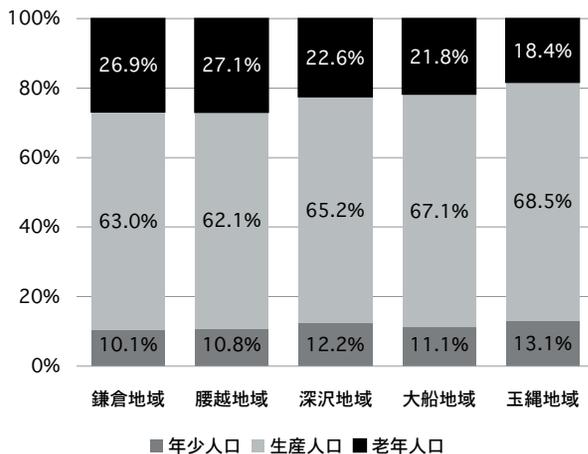


図 地域別の人口構成  
(資料:住民基本台帳、平成 15 年 12 月 31 日現在)



※年少人口:0～14才、生産人口:15～64才、老年人口:65才以上

### (2) 障害者の状況

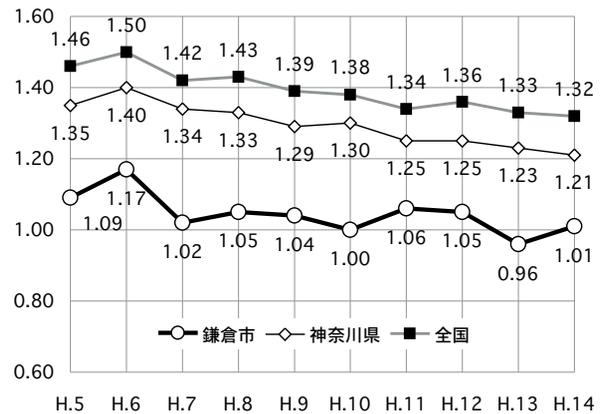
- 身体障害者は、平成 15 年度 4,225 人(障害者手帳交付者)で平成 10 年度と比べると 532 人増え、高齢化社会の進行に伴い増加傾向にあります。
- 知的障害者は、平成 15 年度 582 人(障害者手帳交付者)で平成 10 年度と比べると 59 人増えています。
- 精神障害者は、平成 15 年度 451 人(障害者手帳交付者)で平成 10 年度と比べると 274 人増えています。

### (3) 子どもの状況

- 本市の平成 14 年における合計特殊出生率※が 1.01 となっており、全国の数値 1.32 を下回る状況にあります。

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生むと思われる子どもの数です。

図 合計特殊出生率の推移  
(資料:企画課)



## 2. 主な動向と取り組み

部門別の方針(本編 101～103 ページ)に掲げる具体的な方針についての主な動向と取り組みは次のとおりです。

### 方針 1) バリアフリーのまちづくり(都市環境のバリアフリー化)

バリアフリー化の施設整備及び構想の策定を行った

- 大船駅西口、鎌倉駅構内においてエスカレーターが設置されました。
- 交通バリアフリー法に基づく、「移動円滑化基本構想」を策定しました(第1部編 H15.10, 第2部編 H16.11)。

### 方針 2) 住宅の整備、確保(住まいのバリアフリー化)

避難場所の整備を進めるとともに、援助体制の強化を図った

- 高齢者、障害者のための借上型市営住宅の整備(4住宅計 82戸)、介護保険制度に伴う住宅改造相談を行いました。
- 在宅の重度障害者又はその保護者に対し、既存の住宅設備等を重度障害者に適するように改造する工事費用等の一部を助成する制度の活用を行いました(97件、H12～H15)。

### 方針 3) コミュニティ施設等の交流・社会参加の場の整備

- 地域の交流の場として、腰越行政センター(H11.12)、たまなわ交流センター(H10.5)を開設しました。

### 方針 4) 福祉施設等の整備

民間の福祉施設に対する整備助成を行ったほか、市の施設の整備も行った

- 特別養護老人ホーム(ささりんどう鎌倉、七里が浜ホーム、鎌倉清和由比)、介護老人保健施設(かまくらしるばーほーむ、鎌倉幸寿苑、老健ぬかだ、老健かまくら)に整備助成を行いました。

- 市の施設として、ケアセンター〔二階堂在宅福祉サービスセンター(H13.4)他〕の建設、在宅介護支援センター〔二階堂在宅福祉サービスセンター(H13.4)他〕の整備、鎌倉市子育て支援センター(H12.6)、大船子育て支援センター(H14.8)、ファミリーサポートセンター(H14.4)、精神障害者地域生活支援センター(H14.4)の開設を行いました。

表 子育て支援センターの利用状況

(資料:こども局推進担当)

	鎌倉子育て支援センター (H12.6 開設)		大船子育て支援センター (H14.8 開設)	
	利用者数	相談件数	利用者数	相談件数
平成 12 年	9,162 人	2,652 件	—	—
13 年	12,723 人	4,136 件	—	—
14 年	10,230 人	2,393 件	5,629 人	723 件
15 年	10,060 人	2,554 件	10,524 人	2,590 件

## 3. 重点的に取り組む内容

### 重点 1) ノーマライゼーションの理念に基づくまちづくり

市民一人ひとりの意思や生活が尊重され、どのような人もあたりまえに社会の中に参加し、ともに支え合う地域社会を形成していくことが重要です。

#### (1) ノーマライゼーションの地域への浸透

- ノーマライゼーションの理念に基づく道路や公共施設等の整備を進めていくとともに、ノーマライゼーションの実現に向け、意識の向上を図ります。

#### (2) 福祉のまちづくりの推進

- 「神奈川県福祉のまちづくり条例」をはじめ、交通バリアフリー法やハートビル法\*などの趣旨を活かした都市基盤整備を図り、一層の福祉のまちづくりを推進していきます。

\*「身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略。

**重点****2) バリアフリーからユニバーサルデザインのまちづくり**

近年、バリアフリーのまちづくりの理念が浸透してきていますが、最近ではユニバーサルデザインによるまちづくりという概念も重要視されてきています。

**(1) サービスを受ける側の視点に立った環境整備**

- 都市環境のバリアフリー化においては、高齢者や障害者等の声を十分に聞くなどして、サービスを受ける側の視点に立った環境整備を行います。
- だれもが快適で安全な生活が送れるよう、まちづくりにユニバーサルデザイン\*の発想を取り入れます。

※障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境(ハード・ソフト)を計画するという考え方。

**重点****3) コミュニティ施設等の交流・社会参加の場の整備**

地域住民のふれあいの場や交流の場の整備を進め、社会参加の促進を図るとともに、地域の防災や地域福祉の基盤となるコミュニティの育成を図ることが重要です。

**(1) 地域のニーズに合った公園の再整備**

- 既存の公園の利用状況等を踏まえ、やすらぎやうるおいが得られるようなコミュニティの場として、また、青少年の健全育成や子育ての場として地域のニーズに合った公園の再整備を図ります。

**(2) 既存福祉施設や学校施設の活用**

- 地域福祉計画に基づき、地域の人々が気軽に集うことのできる地域コミュニティの場として活用するため、既存福祉施設や地域の核となる場所にある学校施設の活用を検討し、市民が主体となった地域交流事業や自治町内会の福祉活動への支援について検討します。

**重点****4) 福祉施設等の整備**

本市の福祉施策の拠点となる施設の整備と、福祉情報システムの整備が重要です。

**(1) 総合的な保健医療福祉施設の整備**

- 「深沢地域の新しいまちづくり基本計画」との調整を図りながら、民間活力の導入も視野に入れ、(仮称)保健医療福祉センターの整備について検討します。

**(2) 福祉情報システム・施設の整備**

- 的確な情報収集・発信が可能となるよう、情報システムの整備と活用を図ります。また、情報共有の場の設置を検討します。
- 地域の情報共有の場として、民間施設を含めた既存施設の活用や新規施設の整備を図ります。

**重点****5) 在宅介護及び地域福祉の推進**

高齢化の一層の進展が予測される中で、高齢者が住みなれた地域で生活続けることができるまちづくりが重要です。

**(1) 在宅介護の推進**

- 今後も高齢化の進展が予測されることから、「鎌倉市高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者のための交流の場づくりや住宅のバリアフリー化を図るなど、在宅介護のための環境を整備し、高齢者が住みなれた地域で生活できる環境を整えます。